

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和元年 12 月 17 日 (火) 第 9 1 6 2 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定の解除予定 (2 件) (402・403) (森林づくり推進課) 2
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (404) (会計指導課) 2
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 2
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (2 件) (文化政策課) 3

告 示

鳥取県告示第402号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年12月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市祢宜谷字堀越59の3（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第403号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年12月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡伯耆町柝原字谷田652（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第404号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

令和元年12月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
558	鳥取信用金庫岩美支店	所在地	岩美郡岩美町大字浦富1035-24	岩美郡岩美町大字浦富733-1	令和元年12月9日

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和元年12月17日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号又は 3 号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		令和 2 年 1 月 17 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁第二庁舎 4 階 第 32 会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3 時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000 円
- (2) 納付方法
 - (1) に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
 - この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年 12 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 業務の名称及び数量
 - とりぎん文化会館舞台機構設備改修業務 一式
- (2) 業務の仕様
 - 入札説明書による。
- (3) 契約期間
 - 契約締結日から令和 2 年 9 月 30 日（水）まで
- (4) 入札方法
 - ア 入札は、紙入札により行うものであること。
 - イ 入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とする。）とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「機械等（建物等以外）保守点検」の「設備（建物等以外）保守点検」に登録されている者であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和元年12月25日（水）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 平成26年4月1日から本件公告の前日までの間に、客席数が1,500人以上の公立文化施設「劇場又はホール」の昇降式天井の施工又は保守点検の実績を有する者であること。
- (4) ISO9001を取得していること。
- (5) 機械器具設置工事業で国土交通大臣の建設業（特）許可を有すること。
- (6) 経営規模等評価結果通知書の総合評価点が1,000点以上であること。
- (7) この調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (8) この調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (9) この公告に示した業務を契約期間内に確実に履行できる者であること。
- (10) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県地域づくり推進部文化政策課

4 入札手続等

- (1) 入札の手続に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県地域づくり推進部文化政策課
電話 0857-26-7839
電子メール bunsei@pref.tottori.lg.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431
- (3) 入札説明書の交付方法
入札説明書は、令和元年12月17日（火）から令和2年1月17日（金）までの日にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。
ア 交付期間及び交付時間
令和元年12月17日（火）から令和2年1月17日（金）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は午前9時から正午までとする。
イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 事前説明会の日時及び場所

ア 事前説明会日時

令和元年12月25日（水）午後1時30分

イ 場所

とりぎん文化会館（鳥取市尚徳町101-5）

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年1月29日（水）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月28日（火）午後5時までとする。）

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第2庁舎4階 第27会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、持参又は郵送により4の(1)の場所に令和2年1月17日（金）正午までに提出しなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提供に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。

8 Summary

(1) Service to be procured : Stage Equipment Renewal at Tottori Prefectural Torigin Bunka Kaikan Main Hall

(2) Time limit for the submission of documents for qualification confirmation : noon, 17, January, 2020

(3) Time limit for the submission of tenders : 14:00PM, 29, January, 2020

Time limit for the submission of tenders by registered mail : 5:00PM, 28, January, 2020

(4) Contact point for the notice : Cultural Policy Division, Tottori Prefectural Government
1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570, Japan. Tel. 0857-26-7839

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年12月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

とりぎん文化会館舞台音響設備改修業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和2年9月30日（水）まで

(4) 入札方法

ア 入札は、紙入札により行うものであること。

イ 入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とする。）とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「機械等（建物等以外）保守点検」の「設備（建物等以外）保守点検」に登録

されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和元年12月25日（水）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 平成26年4月1日から本件公告の前日までの間に、客席数が1,500人以上の公立文化施設「劇場又はホール」の舞台音響設備改修の実績を有する者であること。
- (4) 電気通信工事業で国土交通大臣の建設業許可を有すること。
- (5) 経営規模等評価結果通知書の総合評価点が1,000点以上であること。
- (6) この調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (7) この調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (8) この公告に示した業務を契約期間内に確実に履行できる者であること。
- (9) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県地域づくり推進部文化政策課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県地域づくり推進部文化政策課

電話 0857-26-7839

電子メール bunsei@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和元年12月17日（火）から令和2年1月17日（金）までの日にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和元年12月17日（火）から令和2年1月17日（金）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は午前9時から正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 事前説明会の日時及び場所

ア 事前説明会日時

令和元年12月25日（水）午前10時30分

イ 場所

とりぎん文化会館（鳥取市尚徳町101－5）

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年1月29日（水）午後1時30分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月28日（火）午後5時までとする。）

イ 場所

〒680－8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第2庁舎4階 第27会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、持参又は郵送により4の(1)の場所に令和2年1月17日（金）正午までに提出しなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提供に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。

8 Summary

(1) Service to be procured : Stage Equipment Renewal at Tottori Prefectural Torigin Bunka Kaikan Main Hall and Secondary Halls

(2) Time limit for the submission of documents for qualification confirmation : noon, 17, January, 2020

(3) Time limit for the submission of tenders : 13:30PM, 29, January, 2020

Time limit for the submission of tenders by registered mail : 5:00PM, 28, January, 2020

(4) Contact point for the notice : Cultural Policy Division, Tottori Prefectural Government

1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570, Japan. Tel. 0857-26-7839